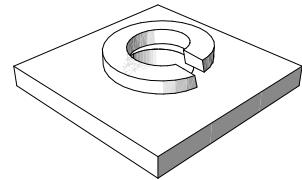


## 「スプリング付き座金」の同等認定について



スプリングの役割は、ボルトの緩み止めや締め付け確認などである。

この役割で特に重要なのは、スプリングの品質である。JISでは、スプリングの品質として、①ばね（スプリング）作用<sup>(1)</sup>、②粘り強さ<sup>(2)</sup>等を規定しているが、この規定を満足しないスプリングやスプリング付き座金が流通している。

当センターには、スプリングが戻らないとか、スプリングが座金の溶接部から折れた等の問い合わせがある。スプリングが戻らないのは、JISで求めているばね（スプリング）作用や粘り強さが満足しないものであり、スプリングを溶接するとスプリングの材質がもろくなつて折れやすくなる。また、スプリングを座金に固定する爪や溶接の余盛（よもり）が高く、ナットとの密着性が不十分なものもある。

当センターでは、このような状況を踏まえ、平成27年4月1日からスプリング付き座金の同等認定を開始した。

同等認定の条件は、当センター金物規格の「座金用スプリング」の①スプリング作用、②粘り強さに加え、座金の③めり込み性能についても当センター金物規格の「座金」と同等以上の性能を満足しなければならない。また、これらの性能を満たした製品を安定して生産・供給するための工場の品質管理やロットごとの性能検査等を義務付けている。このような生産工場の品質管理やロットごとの性能検査等まで認定条件にしているのは、当センターの接合金物認定事業だけである。

このような認定条件をクリヤーした製品には、Dマークが刻印されているので他の製品との区別が簡単にできる。また、公共建築物等に使用される接合金物は、国の統一基準として定められた国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築木造工事標準仕様書（平成25年版）」において、当センターが認定した接合金物で使用環境2<sup>(3)</sup>の区分としている。認定以外の接合金物を使用する場合は、工場の品質管理や防錆処理等の書類を整備し、監督職員に提出しなければならない。

このように、認定以外の接合金物を使用する場合は、個々の性能確認と品質管理等の書類を整備することによって、国の統一基準の仕様書と同様な体制を常に整えておくことが必要である。

注(1) ばね作用：JISで定めた試験をしたとき、荷重を約1秒負荷する操作を連続3回繰り返した後、ばねの高さが決められた値を満足すること。

注(2) 粘り強さ：JISで定めた試験をしたとき、ねじり角度が90°未満で破損しないこと。

注(3) 使用環境2：当センターが定めた使用環境で、直接雨に暴露されない屋外環境又は多湿な屋内環境での使用であり、決められた防錆処理以上であること。

問い合わせ先：(公財)日本住宅・木材技術センター認証部  
電話：(03) 5653-7581